

第 29 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 6 月 24 日(水)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番 原田 義一 2 番 岡本 嗣喜 3 番 宮崎 龍生 4 番 徳田 マスエ
5 番 川本 聖光 6 番 松山 純久 7 番 清水 康彦 8 番 (欠員)
10 番 三浦 博文 11 番 渡辺 弘之 13 番 岡本 健治 16 番 大谷 数義
18 番 佐々木京子 19 番 玉田 一

1 推 前田 正典 3 推 橋本 安延 5 推 小川 明人 6 推 神田 進
7 推 小松原常雄 8 推 近重 邦昭 10 推 野上 省三 11 推 岡田 勝
12 推 大崎 健太 14 推 岡本 定文 16 推 奥迫 忠幸 17 推 原田 和義
19 推 齋藤 久行

2 欠席委員

9 番 林 秀司 12 番 渡邊 弘登 14 番 青葉 真 15 番 柿元 信次
17 番 佐々岡常喜

2 推 田村 邦麿 4 推 三浦 寿紀 8 推 河野 恒弘 13 推 小谷 保雄
18 推 永見 繁廣

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長
農林振興課 山本農業振興係長、藤井主事、松本会計年度任用職員

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第 29 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、9 番林委員、12 番渡邊委員、14 番青葉委員、15 番柿元委員、17 番佐々岡委員、2 番田村推進委員、4 番三浦推進委員、8 番河野推進委員、13 番小谷推進委員、18 番永見推進委員以上 10 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、4 番の徳田委員と 11 番の渡辺委員以上 2 名の方から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、5 番川本委員、6 番松山委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第 1 号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
佐々木係長	<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思えます。</p> <p>では、農業振興地域整備計画変更について、農林振興課 農業振興係山本係長から説明させていただきます。</p>
山本係長	(資料説明)
会 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p>
会 長	<p>無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>

会 長	議第2号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。
佐々木係長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思えます。</p> <p>お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、28件、75筆、112,458㎡となっております。</p> <p>また、農地中間管理事業の特例事業として、農地売買等支援事業で所有権移転が1件、1筆、2,748㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は6月29日を予定しており、利用権設定については開始日を令和2年7月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひします。どなたか、ございませんか。
会 長	無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。</p> <p>総会資料 4 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 4 ページ、ゼンリン位置図は 5 ページ、図面番号①、現況写真は、1 ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約 1.4km 北東の都川 2 です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は 92 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第 3 条申請については、以上 1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、14 番青葉委員もしくは岡本委員お願いします。</p>
14 推 岡本委員	<p>事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 3 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>
5 推 小川委員	<p>写真を見る限り、地目は田となっておりますが、草が結構生えていますが、これを耕す予定ですか。</p>
会 長	<p>岡本委員回答できますか。</p>
14 推 岡本委員	<p>2、3 日前に現地に行くと、草は刈ってあったので、耕作されるつもりだと思います。</p>
5 推 小川委員	<p>了解しました。</p>

会 長	<p>その他、ございませんか。 では、採決に入ります。 第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。 農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 1 号について説明します。申請地は、資料 6 ページ、ゼンリン地図 7 ページ、図面番号②、現況写真は、1 ページ中段ををご覧ください。 申請地は、相生町の畑です。場所は、中央図書館から約 670m 南東の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、貸集合住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅やアパートが建築されている状況であります。 農地法第 4 条申請については、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について、6 番松山委員もしくは神田委員をお願いします。</p>
6 番 松山委員	<p>ただ今の説明のとおりです。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>

会 長	<p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。申請地は、資料 8 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 9 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は県営二反田団地付近の 1-3 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、10 ページには顛末書が添付されており、県営住宅が整備された以降、農地としては利用せず、宅地と一体利用し、駐車場及び進入路として利用していたということです。</p> <p>2 号について説明します。申請地は、資料 8 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 11 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は浜田東中学校から約 670m 北東の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地造成の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であり、隣接地に農地はなく、大きな影響はないものと思われまます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 2 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、16 番 大谷委員 もしくは 奥迫委員 お願いします。</p>

16 推 奥迫委員	15 日に確認に行きました。よろしく申し上げます。
会 長	2 号について、8 番 河野委員 もしくは 近重委員 お願いします。
8 推 近重委員	先般 15 日に、河野推進委員と事務局と現地を確認しました。先ほど説明がありましたように、最近、宅地造成が多いところでございまして、隣接地に農地もありません。写真では、畑に地目はなっていますが、林野化している状況にあります。よろしく申し上げます。
会 長	以上で、第 5 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	ないようですので、採決に入りたいと思います。 第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
佐々木係長	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。 1 号は、資料は 12 ページ、ゼンリン地図は 13 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。申請地は、後野町の田畑

	<p>です。場所は、石見公民館佐野分館から約 2km 北西の 4 町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作はされていないという案件です。転用統制外証明願は、以上 1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について、16 番大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。</p>
16 番 大谷委員	<p>先日、現地を確認しに行きました。浜田射撃場と地図にありますように、現地が目の前です。射撃場ができたころは、確かに記憶がありますが農地でした。久しぶりに現地に行きましたが、写真のような状況になっておりますので、致し方ないように思います。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続いて、議第7号の令和2年度農業委員会活動計画について、事務局の説明をお願いします。</p>
佐々木係長	<p>(資料説明)</p>
会 長	<p>以上で、令和 2 年度農業委員会活動計画についての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>

会 長	では採決に入ります。令和 2 年度農業委員会活動計画につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で令和 2 年度農業委員会活動計画については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第 29 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 40 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員